

本交渉「事業所の統合・再編に伴う職員の配置替え基準について」

及び「事務・技術職の配置替え基準について」(3/22)

## ◆異動基準の見直しについて合意

## ◆円滑な事業所の統合・再編に向け 合意事項の確実な履行を要請

組合は、3月22日に、昨年12月18日に当局より提案された「事業所の統合・再編に伴う職員の配置替え基準について」と「事務・技術職の配置替え基準について」の本交渉を行った。

これまで、「事業所の統合・再編に伴う職員の配置替え基準について」の提案に対しては、影響がある営業所、水道工事センター、通勤手当の課題ごとに小委員会を計5回開催し、「事務・技術職の配置替え基準について」も小委員会を行い、詳細な確認を行ってきた(水労ニュースNo.4~11参照)。

今回は、これまで小委員会で詰めてきた内容を最終確認する事に主眼を置き、交渉に臨んだ。

事業所の統合・再編に関わっては、営業所の庶務部門の取り扱いや、異動の際の事務分担の意味合い、統合・再編時に予測される職場混乱に対する対策の確認、西部水道センターのレイアウトに関しては、小委員会後の状況と再編後の対応についての内容を確認した。

交渉の最後に、委員長より「この事業の成功のカギは、ひとりひとりの職員の努力と協力と考える。その職員が活躍できるように、本日、確認させて頂いた事項をしっかりと取り組んで頂く事をお願いする」と要請し、この内容を持って妥結する事を確認し、交渉を終えた。



### 【交渉要旨】

(局)

- ただ今より、「事業所の統合・再編に伴う職員の配置替え基準」及び「事務・技術職の配置替え基準」についての本交渉を始める。
- この件については、昨年12月18日の本交渉で当局から提案し、「事業所の統合・再編に伴う職員の配置替え基準」については、これまで、営業所部門、工事部門、また、通勤手当にかかる小委員会交渉を合わせて5回開催

(次頁に続く)

し、部門ごとの課題について、詳細に議論できたと考えている。

- また、「事務・技術職の配置替え基準」についても小委員会交渉を開催し、疑問点の整理などを行ってきた。
- 本日は、これまでの小委員会での議論をふまえ、労働組合からの回答をいただきたいと考えているのでよろしくお願いする。

(組合)

- それでは、組合として、提案を受けて以降、小委員会交渉での議論も踏まえ、書記長より質問をさせて頂く。
- 先ずは、「事務・技術職の配置替え基準」について、先の小委員会交渉において当局より説明があり、疑問のある点については労働組合より質問し、確認を行ってきた。小委員会で確認したこととも重なる部分があるが、再度、この場で確認させていただきたい。
- 通算の考え方については、今回新たにみなし所属の考え方を導入する課、例えば、総務課内の法務監査担当と危機管理担当との配置替えについて、いつ配置替えが行われるかにより、異動年数の通算が変わると思うが、その点について確認させていただきたい。
- また、工務課においては、現在の基準である3年を導入した際に、様々な議論の末、こちらとしても合意してきた。その時に説明された考え方と変わるのかどうか、確認しておきたい。

(局)

- 総務課内の法務監査担当と危機管理担当との配置替えを例にとると、お示ししている実施時期の前日の平成28年3月31日までは、課内の担当替えであるので、リセットせず、通算することとなる。4月1日以降に配置替えがある場合は、その時から1年目として計算することとなる。
- また、工務課については、技術監理担当を除く工務課と技術監理担当を異動単位としていくが、業者と密接にかかわる担当については、職員本人を守るためにも年数を短くし、3年としてきた考え方を変えるものではない。
- したがって、設計担当から積算照査担当に異動するなど、3年としてきた担当どうしの引き継ぎ異動は基本的には考えていない。工務課の設計担当から技術監理の技術監理担当や、技術監理の積算照査担当から工務課の現場事務所への異動などに限られる。

(組合)

- 次に、事業所の統合・再編にかかる異動基準について確認させていただく。
- まずは、営業部門の異動基準に関する事項である。営業所の庶務業務の見直しに伴い、2016年4月中旬には営業所の庶務部門の人員は各1人、8営業所で8人となる。これらの8人について、2016年5月2日付で実施する事業所の統合・再編に伴う水道センターへの移行はどうなるのか、確認したい。

(局)

- 4月中旬からの営業所の庶務部門の人員は、8営業所で8人となるが、5月2日付けの事業所統合・再編に伴い、大型営業所（豊里、大宮、粉浜、田辺）の庶務を担当していた4人は各水道センターの庶務部門に、小型営業所（野田、今里、上本町、境川）の庶務担当の4人は各水道センターの営業部門に配属するように考えている。

(組合)

- 次に、工事部門、営業部門の両部門に共通することであるが、技能職であれば、4月1日、事務・技術であれば、4月の中旬の異動の際に、5月2日からの体制を見越した事務分担を行うということであったが、再度、その意味を聞かせてほしい

(局)

- 例えば、営業所なら、4月中旬の異動の時に、大型営業所の庶務担当であれば、5月からは異動単位としては工事部門に、それ以外の担当であれば、引き続き営業部門が異動単位となるため、それを見越した事務分担を4月の異動後に決めておき、職員本人へも認識を持っていただくようにしておく。
- 工事センターでは、5月からの体制として、大きく分けて庶務グループ、維持管理グループ、配水管工事グループ、東部に新設する給水装置工事グループの4つに事務分担が分かれるが、4月の異動後に5月からの体制を見越した事務分担を行っていく。
- 例えば、技術職や技能職では、4月時点に分室Bにいる職員は、5月の再編後、そのまま、維持管理グループ

に残る職員と東部に新設される給水装置工事グループへ行く職員とに分かれる場合があるが、4月の異動後事務分担を決める際に、5月からの分担を決めておき、職員本人へも認識を持っていただくようにしておく。

事務職でも、分室Bから庶務グループに行く職員と給水装置工事グループに行く職員とに分かれるが同様の取扱いをしていく。

- つまり、4月の定期異動の時期については、技能職は4月1日、事務・技術職は4月中旬を予定している点は異なるが、基本的な考え方は同じである。
- 最後に留意していただきたい点として、再編後は、庶務グループ・維持管理グループ・配水管工事グループはひとつの異動単位であり、給水装置工事グループへの配置替えについてはみなし所属間となるので人事異動となるが、例えば維持管理グループから配水管工事グループへの配置替えについては、所属長の判断で行う課内の分担替えであり、年度の途中で様々な状況を考慮して変更の可能性があり得ることはご理解いただきたい。

#### (組合)

- 次に、工事部門・営業部門の両部門に共通することであるが、業務執行体制にかかる運用等の詳細については、職場に混乱をきたさぬよう、統括会議や担当者会議を開催してきっちり職場の意見を聞き、進めていくよう要望していたところであるが、進捗状況はどうなのか。

#### (局)

- 工事センターにおいては、業務執行体制にかかる諸課題について、統括会議を開催し、検討を続けているところである。また、職場周知を行った際に受けた質問についても回答をまとめ、職員に周知するなど、引き続き現場の声を聞きながら検討を続けていきたいと考えている。
- また、営業所においても、事業所再編後の業務について担当者から諸課題を抽出して精査をしており、それぞれ担当者会議を開催している。
- 当局としては、今回のような非常に大きな組織改編を円滑に進めていくためには、業務に精通した現場の声を十分に聞きながら、仕事の進め方や業務執行体制について検討を行っていくことは非常に重要なことであると考えており、引き続きそういった場を活用し、検討を行い、他の職員への周知についてもしっかりと取り組んでいきたいと考えている。

#### (組合)

- その点、組合としても、業務の円滑な遂行に際し、多くの意見が寄せられており、諸課題解決の為に、積極的に、統括会議や実務担当者会議などを活用し、検討を行って頂きたいと考えている。特に、工事部門においては、緊急時の対応を班体制にするなどこれまでの作業の手順が、機構改革・事業所の統合・再編により大きく変更される。この点も、早期に作業手順書(作業マニュアル)の改訂に取り組んで頂き、速やかな移行の準備をお願いしておく。
- また、4月の1ヶ月間は、事業所統合・再編を見越した人員配置になるものの、実際は事業所がそれぞれ離れたまま業務を進めるということで、業務の混乱が予想される。5月からの新体制になってからも、慣れない体制からのスタートとなり、組合員から不安や戸惑いの声も寄せられている。
- 事業所統合・再編にかかる業務の見直しは、これまでの小委員会での説明を受けて一定理解するが、経過措置として、想定される移行期の混乱を円滑に進める方策は考えていないのか。

#### (局)

- 事業所の統合・再編に伴う主な業務の見直しである庶務業務については、まず、南部水道センターについては、統合・再編の完了が平成29年1月予定であることから、平成28年度の1年間は、業務に支障をきたさないよう、現体制の人員数を基本として事務職の人員配置を行い、業務執行体制も建屋が分散していることを考慮したものとしてまいりたい。
- また、東部、西部、北部についても、統合・再編後も固定資産や書類などの整理業務が残っている状況などを考慮し、経過的な措置として、1年間事務職の暫定配置を行ってまいりたい。
- 給水装置工事グループについては、今回、市域全域を集約化するという大きな変革となるため、業務が安定的に実施できるよう、当面の間は、技能職の部門統括及び係員について暫定配置を行ってまいりたい。

- 最後に、年度当初は事業所の移転により業務が繁忙になることが見込まれるが、協力体制を整え、業務を円滑に進めてまいりたいと考えているので、ご理解・ご協力を賜りたい。

(組合)

- 次に西部水道センターでのレイアウトについてである。この件については、当局の急なレイアウト変更により、職場に大きな混乱が生じ、急遽、3月1日に小委員会交渉を開催し、その対応について問い合わせてきたところである。小委員会において提示されたレイアウトについては、労働組合として、作業効率に影響を及ぼし、労働条件の悪化に繋がるのではないかとの懸念を示してきたところであるが、その後の対応状況や、再編後における対応について、どのように考えているのかを再度、確認しておきたい。

(局)

- 3月1日に小委員会交渉を行い、西部水道工事センターのレイアウトについて確認を行った。その後、職場内での安全衛生委員会および、職員に対しレイアウトの最終的な形と、発生する作業量、スケジュールについて、本所、A・B分室と順次説明を行っている。机やロッカーなどの移動作業については、事務・技術・技能職全体で対応するため、職員に対し直接ご苦労、ご負担をおかけすることになるが、ご協力のほどよろしくお願ひしたい。
- また、5月2日以降のレイアウトにおいて、きちんとした作業効率が保たれるよう、適正な職場環境の確保、管理は進めていく。その中で、業務に支障があるなり、作業効率に影響があると判断すれば、何らかの適切な対応を検討してまいりたいと考えているのでよろしくお願ひしたい。

(組合)

- 続いて、営業所部門について、窓口の取り扱い終了に伴うPRや、事業所移転にかかる広報の強化を要望したが、現在の状況を確認しておきたい。

(局)

- 4月発行の区民だより等に、事業所再編にかかる記事を掲載するとともに、区役所・図書館等に周知用ビラを配架していただく予定である。
- 営業所においては、「営業所にお越しの皆さまへ」についてのビラや、掲出用ポスターを用いて、必要に応じて配付・案内を行っている。
- 「委託業者の変更」については、平成28年4月以降、お知らせ票の裏面やホームページ等に掲載するとともに、4月には全戸を対象に、5月には委託業者が変更となる5つの区を対象に各戸ビラを配布する予定である。

(組合)

- 最後に通勤手当について、こちらも小委員会で確認はさせてもらったが再度確認させていただく。

(局)

- 事業所の再編・統合にあたっては、統合・再編が5月の2日であることや、4月の定期異動ののち、約1か月後に再度、勤務場所が変わることが明らかな職員がいることなど特殊な事情を考慮して対応させていただきたいと考えている。
- 具体的には、5月2日からの再編に備え、勤務場所については5月1日に変更しておく。
- 次に、4月1日が異動日である係長級や技能職については、4月1日時点で自身の1か月後の勤務場所が明らかであるため、4月に通勤手当を支払う際は1か月分の定期代を支給する。
- 最後に、事務・技術職の係員については、4月の異動後、再度5月に勤務場所が変わる場合には、4月の異動後の実費負担分について支給することとする。
- 事業所統合・再編に伴う通勤手当については、大きく分けて、この3点による対応を実施していきたいと考えている。

(組合)

- 私からの確認事項は以上である。

- 本日は、これまで小委員会において積み上げてきた内容について、本交渉において確認をさせていただいた。  
今回の事業所の統合・再編は、市民サービス向上の為の、局の大きな事業である。当然、組合としても、最大限の協力をしなければならないと考えている。この事業(機構改革)の成功のカギは、ひとりひとりの職員の努力と協力を考える。その職員が活躍できるように、本日、確認させて頂いた事項をしっかりと取り組んで頂く事をお願いし、組合としては、この内容を持って妥結することとしたい。

(局)

- 本日は、「事業所の統合・再編に伴う職員の配置替え基準」および、「事務・技術職の配置替え基準」について、ご了解いただき、ありがとうございます。
- 今回、合意いただきました配置替え基準では、原則として正式な組織単位の名称である課を異動先としつつ、担当課についても、担当課長のもとで独立した業務運営が行われている場合は、一つの異動先として認めることとなっていきます。この新たな基準に基づき、今後は業務運営の実態をより的確に踏まえつつ、当該担当課に必要な人材の直接的な配置であるとか、担当課内での配置期間を通じたしっかりと人材育成を行い、ひいては局全体での一層の適材適所や人材育成と活用にも繋げていきたいと考えています。
- また、事業所の統合・再編については、非常に大きな組織改編であり、円滑な移行のためにも、引き続き、現場の意見を聞きながら業務の進め方や業務執行体制の検討を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。
- 本日の交渉はこれで終了する。

以上